

製品回収（リコール）について

平成18年9月29日

製品事故が頻繁に発生しており、新聞やテレビなどで報道される機会が多くなりました。最近では、家庭用シュレッダーでの指切断事故、ガス湯沸器での一酸化炭素中毒事件、ノート型パソコンのバッテリーからの発火事故など、家庭で使用される製品に関する事故が相次いで明るみになっております。事故が発生した場合や事故発生の疑いがある場合、メーカーは製品の回収、無償修理で対応します。そのため、メーカーが告知する製品回収（リコール）の社告を新聞紙面などで目にする機会が多くなりました。社告では、今後被害が発生する恐れのある製品についても呼びかけがありますので、社告に対する注意点についてアドバイスします。

【社告掲載例】

〇〇社湯沸かし器「△△」の交換

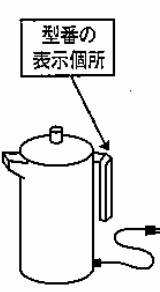
弊社湯沸かし器「△△」について、フタ部が加熱し、やけどをするおそれが生じました。左記に該当する製品の交換を実施します。直ちにご使用を中止し、ご連絡ください。社員証明書を持した係員が交換に伺います。

お客様には、心よりお詫び申し上げます。

記

〇〇社の湯沸かし器「△△AH50」
ロット番号 0000000000
型番とロット番号等は左図の取っ手部にシールで表示してあります。

この製品は、主として平成〇〇年に関東甲信越のデパート、スーパーで販売されたものです。



型番の表示箇所

連絡先
 〇〇株式会社 〇〇製品回収センター
 フリーダイヤル 0120-000000
 (受付は、土日祝日を問わず、9時～5時まで)
 詳細は、左記のインターネットで参照できます。

<http://www.XXXXX.co.jp>

平成〇〇年〇〇月〇〇日
 東京都中央区日本橋〇〇〇〇社
 〇〇社

【アドバイス】

製品回収の新聞社告は、最近では新聞紙面の第1社会面の最下段または最下段から二段目に掲載されることが定着してきました。どのような製品が、どのような理由で回収されるのか、社告で確認する習慣を身につけましょう。

取扱説明書は無くさずに一カ所にまとめて保管し、製品回収に関する情報に接したときに確認できるようにしておきましょう。

販売店へ買い物に行くときは、店舗内に製品回収に関するポスターなどが貼られていないか注意しましょう。

製品購入後もサポートが受けられますので、ユーザー登録ができる製品については登録しておきましょう。

製品回収の該当品を所有していた場合は、放置せずに面倒でも指定の連絡先に必ず連絡しましょう。

製品回収について不明な点は、最寄りの市町村窓口や消費生活センターへ問い合わせてください。

(国民生活センター発行「たしかな目」2003年11月号No.208より)